

令和6年度
閱 覧 設 計 書

工 事 名	交通安全対策(通学路緊急対策)(補助)工事(上竜尾R6-2工区)
工 事 箇 所	鹿児島市上竜尾町地内
河 川 ・ 路 線 名 地 区 名	催馬楽坂線
工 期	270日間

【閱覧設計書内訳】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳(金抜) ※	○

※は参考資料である。

◎本閱覧における問合せについては担当課までお願いします。

担 当 係	道路建設第一係
-------	---------

【留意事項】

従来の「閱覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閱覧設計書に添付しています。

照合確認	電子閱覧
------	------



施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容	出典	頁	該当項目	
基本事項	概算数量発注	・概算数量発注方式により積算・工期設定 設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与 設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与	共通仕様書 11-7-1-14	11-73	—
					—
					—
	契約保証金	・契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	-	○
	前払金	・前払金を40%の範囲内で支払うことができる。 ・本工事（ゼロ県債）事業については、令和〇年〇月〇日以降に請求することができる。 ・中間前払金を請求することができる。	契約書 第35条	-	○
					○
	部分払い	・部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	-	○
	契約工期	・契約工期は、270日間 ・繰越予定工事⇒繰越承認後の工期は〇〇日間を予定している。	共通仕様書 11-7-1-21	11-77	○
					—
	余裕期間	・余裕期間設定契制度の対象工事 〇〇日、令和〇年〇月〇日まで	共通仕様書 11-7-1-30	11-82	—
	週休2日（試行）	・「週休2日」試行工事	共通仕様書 11-7-2-9	11-86	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	—
	品質証明	・予定価格1億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	—
	監理技術者等の途中交代	・技術者の途中交代	共通仕様書 11-7-1-3	11-69	○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・請負金額4,000万円以上の工事	共通仕様書 11-7-1-4	11-70	○
	現場代理人常駐	・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-70	○
	現場代理人兼任（試行）	・現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、80,000千円未満など	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	○
	特例管理技術者の配置	・下請合計金額4,500万円以上で、監理技術者の兼任を認めない工事 ・下請合計金額4,500万円以上で、監理技術者の兼任を認める工事	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	—
					—
中間検査	・本工事は、中間検査を実施する工事（原則3,000万円以上） ・本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-17	3-5 11-73	○	
				—	
施工体制台帳 施工体系図	・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10 11-7-1-	1-8 11-71	○	
法定外の労災保険付与	・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○	
熱中症対策	・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-13	11-73	○	
時間的制約を受ける工事	・時間的制約を受ける公共土木工事の積算 ①工事全体で制約 ②現道上の工種で制約 ③積算しない	共通仕様書 11-7-1-15	11-73	—	
				○	
				—	
				—	
施工箇所所在	・施工箇所が所在する工事の積算方法 「〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区」 一般管理費等の算出率は「〇〇地区」で設定	共通仕様書 11-7-1-24	11-78	—	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容	出典	該当項目	
			頁	
現場環境改善 (イメージアップ)	・現場環境改善の適用工事 ※港湾・漁港工事は、第3条 その他に記載事項あり	共通仕様書 11-7-1-20	11-75 ○	
(基本事項)	CCUS	共通仕様書 11-7-1-11	11-72 ○	
	地域外労働者確保	・地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について 三島村（全域），十島村（全域），口永良部島，加計呂麻島，与路島，請島の工事	共通仕様書 11-7-1-31	11-82 -
	国土調査の基準点	・国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-83 ○
	電子納品	・電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69 ○
	県産資材の優先使用	・県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-7	11-70 ○
	下請工事管内優先活用	・下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-8	11-71 ○
	快適トイレ	・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-12	11-72 ○
	三者技術調整会	・本工事は、三者技術調整会を開催する工事 ・本工事は、三者技術調整会を開催を予定していない工事	共通仕様書 11-7-1-23	11-77 - ○
	危機事象時緊急連絡先	・土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名： 鹿児島地域振興局建設部土木建築課 栗野克大 緊急連絡先： 080-5245-0551	特記事項	- ○
	暴力団不当介入	・暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2	11-69 ○
	環境改善 (工事編)	・「環境改善実施要領（工事編）」により、工事現場の環境改善に取り組みなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31 ○
工程関係	河川区域制約	・令和〇年〇月〇日までは、出水期であるため着手できない。	特記事項	- -
	占用物件など	・令和〇年〇月〇日までに、NTT電柱移設が完了予定である。	特記事項	- -
	部分引き渡し	・令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇部分を引渡しを行う。	特記事項	- -
	作業不能日数	・本工事は工期は、波浪等により作業不能日数を〇〇日見込む。	特記事項	- -
	他工区との調整	・発注済みである上竜尾R5-1工区及び上竜尾R5-2工区と互いに調整すること。	特記事項	- ○
用地関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和3年〇〇月までに移転完了予定である。	特記事項	- -
	工作物	・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和3年〇月〇日頃まで着工してはならない。	特記事項	- -
	仮設ヤード	・本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難しい場合は、別途協議する。 (1) 場所： (2) 期間： (3) 復旧条件：	特記事項	- -

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
公害関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型パイプロハンマによる打込み、電動式パイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。				特記事項	-	-
	水替・流入防止対策	・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりがたい場合は、別途協議する。				特記事項	-	-
ICT活用工事 ※第3条 その他に記載 事項あり		・発注者指定型（土工）10,000m3以上				試行要領	-	-
		・受注者希望型（土工）						-
		・受注者希望型（作業土工（床掘））						-
		・受注者希望型（土工（1,000m3未満））						○
		・受注者希望型（小規模土工）						-
		・受注者希望型（法面工）						-
		・受注者希望型（舗装工）						-
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））						-
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）						-
		・受注者希望型（地盤改良工）						-
		・受注者希望型（河川浚渫工）						-
		・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））						-
		・受注者希望型（構造物工（橋梁上部工））						-
		・受注者希望型（基礎工）						-
		・受注者希望型（擁壁工）						-
		・受注者希望型（コンクリート堰堤工）						-
コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。				特記事項	-	-	
	呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径				
	18	8±2.5	4.5±1.5	40				
	使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他				
	現場打集水樹		高炉B					
コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。				特記事項	-	-	
	呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径				
	18	8±2.5	4.5±1.5	40				
	使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他				
			高炉B					
スランプ	・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について				共通仕様書 11-7-2-10	11-86	-	
シラスコンクリート2次製品	・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）				共通仕様書 11-7-2-6	11-85	-	
交通誘導警備員	・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示 ・交通誘導警備員業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線（認定路線）				共通仕様書 11-7-1-22	11-77	○ ○	
工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道 〇〇〇線⇒市道〇〇線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。				特記事項	-	-	
	・〇道〇〇号は、〇〇市との協議の結果、〇〇t以上の工事車両は通行してはならない。				特記事項	-	-	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容			出典	頁	該当項目	
	・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日〇〇回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。			特記事項	-	-	
仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W= m、延長L= mで計画している。これにより難い場合は、別途協議するものとする。			特記事項	-	-	
工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」 ・「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」追加看板 対策名「〇〇〇〇〇〇」			特記事項	-	○ -	
仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和〇年〇月〇日とする。 ・本工事で設置した足場は、引き続き発注される〇〇工事（令和〇年〇月発注予定）及び〇〇〇工事（令和〇年〇月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。			共通仕様書 11-7-1-29	11-81	- -	
（工事関係）	ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について （対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。）		共通仕様書 11-7-2-3	11-84	○	
	過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について		共通仕様書 11-7-2-2	11-83	○	
	遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事		共通仕様書 11-7-1-16	11-73	○	
	鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について		共通仕様書 11-7-2-7	11-85	-	
建設副産物	再資源利用計画の掲示（搬入工事）	・土砂500m3以上、コンクリート、鉄筋コンクリート、アスファルトコンクリート、砕石を利用する工事		特記事項	-	-	
	再資源利用促進計画の掲示（搬出工事）	・コンクリート塊、木材、アスファルトコンクリート塊、建設発生土（第一種～第四種）、浚渫土以外の泥土、浚渫土などを搬出する工事				○	
	建設発生土の処理	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入れ場所：T 処分場名： 運搬距離： 10.4 km その他留意事項など： 監督職員に確認後、搬出すること。		共通仕様書 11-7-1-26	11-80	○	
	建設リサイクル法 ①分別解体等の方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	○
※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。 ②再資源化等をする施設の名称及び所在地	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	鹿児島県における再生資材活用工事実施要領（土木）の運用			
	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	③基礎工事	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	⑤本体付属物	本体付属物の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地			

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容				出典		該当項目	
					頁			
再生資源の利用	資材名	規 格	備 考 (使用箇所)	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—		
	再生砕石	RC-30,40						
建設発生土の利用	・自工区の路体盛土で利用すること。				共通仕様書 11-7-1-26	11-80	○	
建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—	
①指定副産物	コンクリート(無筋・有筋)	(有)千代森工業	鹿児島市川上町128番1	L = 8.5km				
	アスファルト	(株)フタマタ開発	鹿児島市岡之原町3270番地外	L = 8.6km				
②一般廃棄物	木くず							
	刈草・剪定枝葉							
(建設副産物)	建設汚泥の再生利用	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—
	①処理概要							
	②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	/
		品質基準	コーン指数					
		生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法） 特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）					
	建設汚泥の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	/
	①施設の名称及び所在地							
	②受入時間	〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 エコパークかごしま：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分						
	③その他 仮置き等必要条件							
	舗装切断作業時に発生する排水の処理	舗装切断作業時に発生する排水の処理について				共通仕様書 11-7-1-28	11-81	—
根株、伐採木等の利用 発生工事 利用工事	保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内				共通仕様書 11-7-1-27	11-81	—	
	・〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。						—	
その他	関係機関との協議	・本工事における、下記工種については、〇〇〇と近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。				共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-85	—
	施工体制点業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。				共通仕様書 11-7-2-4	11-85	—
	路上工事の縮減	・路上工事縮減に関する行動計画※鹿児島県域路上工事縮減対策協議会HP参照				特記事項	—	○
		①ゴールデンウィーク・お盆・年末年始						○
②交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）				—				
③年度末（抑制期間）					○			
漁協権者との調整	・工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。また、その結果について工事打合簿により報告すること。				特記事項	—	—	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容				出典	頁	該当項目
工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。				共通仕様書 1-1-1-18	1-12	-
	現場発生品名		引渡場所				
支給材料及び貸与品	・本工事における支給品は、下記のとおりとする。				共通仕様書 1-1-1-17	1-11	○
	支給品名	規格	数量・単位	支給場所			
	ボックスカーポート	1900×1300×2000 標準	15本	現場渡し			
部分使用	<p>・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第33条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。</p> <p>(1) 部分使用範囲：別添図のとおり</p> <p>(2) 目的：</p> <p>(3) 部分使用期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日</p>				契約書 第34条	-	-
出来形管理	・受注者が工事の完成を通知するまでの間において、現場代理人又は主任技術者等の立会いのもと、最終出来形を実施するものとする。				特記事項	-	○
長期休暇期間の連絡体制等	・工事の期間が年末年始、長期連休期間、盆休み、その他長期休暇中に係る場合は、事前にその期間の管理体制、緊急連絡体制について記した書類を提出すること。また、警報発令等の悪天候後は、現場巡回を行い、結果を報告すること。				特記事項	-	○
産業廃棄物税	・本工事より発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。				特記事項	-	-
工事履行報告書	・毎月25日までに、月末時点における工事履行報告書及び工事進捗状況写真(全景又は代表部分)を監督職員へ提出すること。				特記事項	-	○
工事の着工について	・着工前測量後、監督員と立ち合いを行ってから工事に着手すること。				特記事項	-	-
夜間工事について	・地盤改良工及び舗装工については、夜間作業としているが昼間行える場合は、事前に協議すること。				特記事項	-	-